

令和6年8月 河北町農業委員会総会（第8回）

令和6年8月26日（月曜日）午後2時、河北町農業委員会総会を役場3階301会議室に招集した。

◎ 出席委員氏名（12名）

1番	岡崎 学	委員	2番	布川 峯夫	委員	3番	押野 利浩	委員
4番	関 紀子	委員	5番	奥山 ちか子	委員	6番	木嶋 啓治	委員
7番	堀 和彦	委員	8番	安部 敏明	委員	9番	高橋 清	委員
10番	逸見 三和子	委員	11番	奥山 喜幸	委員	12番	後藤 慶治	委員

◎ 欠席委員氏名（0名）

◎ 出席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 欠席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

佐藤 晃一 農業委員会事務局長兼農林振興課長
嶋田 愛 農業委員会事務局農地係長

◎ 説明のため総会に出席した者の職氏名

◎ 議事日程

令和6年8月26日（月曜日）午後1時57分 開会、開議

日程第1 議事録署名委員の指名 7番 堀 和彦 委員 9番 高橋 清 委員

日程第2 議案の審議

報第15号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議第28号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第29号 農用地利用集積等促進計画（案）の作成について

以上の議案を一括上程、開会、開議

○ 事務局長

皆様大変お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

定刻になりましたので、只今から令和6年8月河北町農業委員会総会を開会いたします。
始めに後藤会長よりご挨拶をお願いします。

○ 議長（会長）

皆さん、まだ残暑厳しい中お集まりいただきありがとうございます。23日溝延で稲刈り入りました。豊作と昨年のような品質でないことを祈っております。また皆さんには、体調に気を付けていただきたいと思います。最近の農業新聞によると米価がかなり上がっているような概算払いのニュースがあります。2万円を超えるような概算払いが報道となっております。ただ、来年のしっぺ返しが、半分怖い価格ではないかなと感じております。一方で環境に配慮した農業が毎日のように農業新聞に記載されております。地域計画の中で河北町でも取り組んでいます環境保全型、これをきちんとやっていかないとこれから補助事業を受ける際にポイントとして加算なるのか、あるいはポイントが付かず採択ならないのかという懸念も出てきております。真剣に地域をあげて地域計画とか環境保全型の農業とか、変化というものを感じ取って勉強していただけたらと思っております。

なによりも、これから始まる稲刈りや農作業が一番ですので、体調に留意して進めていただきたいと思います。今日はご苦労様です。

○ 事務局長

ありがとうございます。それでは日程第1の方から会長より座長になって進めていただきたいと思います。

○ 議長（会長）

それでは、議事録署名委員の指名をさせていただきます。

7番 堀 和彦委員 9番 高橋 清委員 お願いします。

それでは、日程第2、議案の審議に入ります。報第15号 農地法第18条第6項の規定による通知について事務局説明願います。

○ 事務局（嶋田）

それでは、私のほうから説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

お手元の資料の1ページをお開きください。報第15号 農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明いたします。

申請番号131番、所在地 西里字丸森●●、畑、508㎡、1筆です。渡し人の●●さん外1名と、受け人の●●さんの法定相続人代表 ●●との農地法での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、受け人の労力不足のためとのことです。

以上1件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

解約後、新たに借りる人は。

○ 事務局（嶋田）

山際で、新たに借り手は見つかっておりません。解約後は保全管理ということで管理していただくようお願いしているところです。ほかの所有者の農地についても保全管理するということであっせんの申込み等はありません。

○ 議長（会長）

現場もわかりづらいところのようですけれども、近隣の農家の方に声をかけていただいて、もし借りる人がいるようであればあっせんの手伝いをしていただきたいと思います。

それでは、次に進みます。議第 28 号農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局説明願います。

○ 事務局（嶋田）

はい、それでは、資料の 2 ページ、議第 28 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明いたします。所有権移転が 2 件です。

申請番号 47 番、所在地 谷地字沢畑●●、畑、440 m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんで、渡し人の労力不足と受け人の●●さんが畑を求めていたことで売買となったものです。

次に申請番号 48 番、所在地 谷地字下野●●、畑、294 m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんで、●●さんが病気等で労力不足のため、あっせんを希望されていた畑なのですが、隣地の畑を耕作されている●●さんが引き受けてくださるということで売買となったものです。

以上 2 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

47 番の現地調査報告をお願いします。

（47 番）

○ 安部委員

紅花資料館の裏手の通りなんですけど、紅花を植えておりましたが紅花の刈り取りを終えて現在は直ぐ耕作できる状態になっています。面積も広くないので任せて大丈夫だと思います。

○ 議長（会長）

48 番の現地調査報告をお願いします。

（48 番）

○ 奥山委員

48 番ですが、今日行ってきました。ちょうど受け手の方が作業をされておりました。自分の畑も他所の畑を通らないと行けない所ですので、タダでもいいからもらって欲しかったと話があったとのこと。専業農家ではないですけども、産直に出したりして農業には一生懸命な人ですので管理していくとのこと。

○ 議長（会長）

ご苦労様でした。

何か皆さんからご質問、ご意見ありませんか。

○ 布川委員

47 番、この場所で総額 100,000 円は高くないか。

○ 安部委員

高くも安くもないかなと思います。道路に隣接しているので利便性は悪くない場所なのかなというのと、畑地としては使いやすい場所かなと思います。

○ 議長（会長）

農地に関しては、先ほど奥山委員からもあったようにタダで貰てけろというような土地がいっぱい出てきております。タダでもいらねはという農地も。その辺も含めてできるだけお互い納得の上で、農業委員の方が立ち合いの場合は、お互い納得できるような値段をテーブルにのせていただければと思っております。よろしくお願いします。

ほかに何か。

（なし）

なければこのまま許可したいと思います。次に移ります。議第 29 号 農用地利用集積等促進計画（案）の作成について事務局説明をお願いします。

○ 事務局（嶋田）

はい、資料の 3 ページをお開きください。議第 29 号 農用地利用集積等促進計画（案）の作成について、中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画の案を作成することについて、農地中間管理機構に要請するため、ご審議をお願いするものです。

資料 4 ページをお開きください。申請番号 1 番から申請番号 3 番につきましては、中間管理事業による賃借権の設定で、いずれも地区の調整会議で協議されたものになります。

以上 3 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

この計画に何かご意見ある方。

○ 堀委員

調整会議の中でも質問したんだけど、10年の貸し借りが基本だと言われたが、5年と10年とある。特別に申し込むと期間が短くなるのか。

○ 事務局（嶋田）

法定相続人がお二人いらっしゃるのですが、一人の方から2週間以内に同意書等の返信がなかったことから不明者として取り扱い、2か月間の公示のあと中間管理事業での貸し借りの手続きを進めたもので、途中解約ができないため、基本10年契約ではあるのですが、受け手の年齢や状況によって、解約できない状況で10年間設定するのは不安だという場合は、5年でもよいということでもありますので、お互い話し合いで5年設定としたものです。

○ 議長（会長）

こういった案件これからも出てくると思います。来年の4月からは役場主体で中間管理事業を行っていくことになるので、こういった案件が出た時には勉強を兼ねて期間だけでなく事務局と一緒に勉強してほしいと思っております。

ほか、案件に問題なければこのまま進めたいと思います。（なし）

これで総会の議案の方は全て可決いたしました。これで総会の方は終了いたします。

午後2時24分 閉会

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年8月26日

河北町農業委員会総会議長

河北町農業委員会総会議事録署名委員

河北町農業委員会総会議事録署名委員
